平成２７年（フ）第８２号
徳島県徳島市明神町３丁目24　ル・ブランシュ312、住民票上の住所徳島県阿南市羽ノ浦町宮倉背戸田37番地
債務者　長江　潤志
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１７７号
福岡市早良区田村２丁目15番１号　介護老人福祉施設サンシャインプラザ、住民票上の住所福岡市早良区次郎丸３丁目30番１―602号
債務者　吉村　和輝
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７０号
宮城県大崎市田尻沼部字新寺前15番地　田尻横須賀住宅１―13号
債務者　入間田盛二
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
和歌山県御坊市名田町楠井2416番地１
債務者　尾崎　俊江
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２７年（フ）第６３号
宮城県大崎市古川城西１丁目２番14号、従前の住所宮城県大崎市古川江合本町１丁目３番25号　グリンピュア古川Ｂ棟207号
債務者　佐藤　理恵
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第６４号
宮城県加美郡加美町宮崎字屋敷五番８番地19
債務者　小野　　徹
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第６９号
宮城県大崎市古川西館３丁目３番１―２号　古川西館住宅３号棟
債務者　鎌田　義信
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第７１号
宮城県栗原市築館字小淵西155―１　コーポ小渕201号、住民票上の住所仙台市青葉区北根３丁目18番１―808号
債務者　高橋　優佳
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第７３号
宮城県遠田郡美里町北浦字船入２番地80
債務者　木村　　浩
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第６９号
群馬県桐生市相生町２丁目849番地
債務者　諏訪　利明
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１４８号
金沢市角間新町５番地
債務者　山口　君子
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１４９号
金沢市若松町南24番地
債務者　山口　雄一
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１２６号
滋賀県東近江市五個荘簗瀬町514番地１、前住所京都府宇治市宇治蔭山30番地の１　パデシオン宇治小倉628号
債務者　髙木　淳子
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第５２６号
兵庫県三木市別所町巴66番地の15
債務者　柿本　　徹
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５７５号
神戸市灘区倉石通６丁目１番17号　王子コーポ301号室、従前の住所神戸市灘区天城通６丁目６番７号
債務者　山村　孝博
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５７９号
神戸市兵庫区兵庫町１丁目２番13号　サンシャイン兵庫404号
債務者　平田　省二
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部